

○指宿市工場等設置奨励条例施行規則

平成18年 1 月 1 日

規則第124号

改正 平成18年 6 月29日規則第191号

平成21年 3 月26日規則第 7 号

平成22年 6 月28日規則第19号

平成27年 6 月30日規則第18号

平成30年 3 月28日規則第10号の 4

(趣旨)

第 1 条 この規則は、指宿市工場等設置奨励条例（平成18年指宿市条例第135号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第 2 条 条例第 2 条第 1 号から第 4 号に規定する「施設」とは、工場、情報サービス事業所、情報通信技術利用事業所又は農林水産物等販売所（以下「工場等」という。）用の建物及びその附属設備（工場等の構内にある守衛所、詰所、監視所、タイムカード置場、自転車置場、消火器具置場、更衣所、仮眠所、浴場、洗面所、便所その他これらに類する建物並びに発電及び変電の用に供する建物を含む。）並びに機械及び装置をいう。

(平18規則191・平21規則 7・平22規則19・平27規則18・一部改正)

(常時雇用される者)

第 3 条 条例第 2 条第10号の規則で定めるものは、雇用契約に基づき常時勤務をして、毎月給与の支払を受けている者で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 期限付臨時雇用者 1年に満たない期限を定めて雇用される者をいう。
- (2) 季節従業員 特定の季節に限り雇用される者をいう。
- (3) パートタイマー 1日、1週間又は1箇月の労働時間が、当該事業所の一般従業員の所定労働時間より短い契約内容をもって雇用される者をいう。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる形態で雇用される者

(平18規則191・平21規則 7・平27規則18・一部改正)

(便宜の供与)

第4条 条例第3条第2項の「便宜の供与」とは、用地取得のあっせん及び施設整備に対する指導、助言等によって、工場等設置の円滑な促進につき協力することをいう。

(平18規則191・平21規則7・一部改正)

第5条 削除

(平30規則10の4)

(指定の申請)

第6条 条例第7条に規定する指定を受けようとする事業者は、奨励措置適用工場等指定申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて当該工場等の新設、移転、改築又は増設の工事着手後30日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 定款及び法人の登記事項証明書
- (3) 最近2期分の事業報告書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平18規則191・平21規則7・平30規則10の4・一部改正)

(指定書の交付)

第7条 市長は、前条の指定申請書を受理し、条例第4条の規定に適合するものと認めたときは、当該事業者に対し、奨励措置適用工場等指定書(第3号様式)を交付する。

(操業開始届)

第8条 前条の規定により指定を受けた工場等(以下「指定工場等」という。)の事業者(以下「指定事業者」という。)は、当該工場等の操業を開始したときは、当該操業を開始した日から10日以内に、指定工場等操業開始届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(平18規則191・平21規則7・一部改正)

(奨励金の交付申請等)

第9条 奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、奨励金交付申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、奨励金の交付を決定したときは、奨励金交付指令書（第6号様式）を交付する。

（奨励金の支払）

第10条 前条の奨励金交付指令書の交付を受けた者が、奨励金の支払を受けようとするときは、次に掲げる方法により奨励金請求書を提出しなければならない。

（1）工場等設置奨励金 当該奨励金の額の基礎となった固定資産税等の各納期ごとに、奨励金交付指令書の写しを添えて提出する。ただし、当該固定資産税等の納期限の属する年度の翌年度に支払を受けるときは、当該年度末までに奨励金交付指令書の写し及び当該固定資産税等の完納を証する書類を添えて提出する。

（2）用地取得奨励金 工場等の操業の開始の日の属する年度の翌年度及び翌々年度の各年度末までに、奨励金交付指令書の写しを添えて提出する。

（平18規則191・平21規則7・平27規則18・一部改正）

（奨励金の交付額の変更）

第11条 市長は、既に決定した奨励金の額の計算の基礎となった税額等について異動が生じたときは、奨励金の額を変更することができる。

（指定取消し等の通知）

第12条 市長は、条例第10条の規定により指定の取消し等を決定したときは、速やかに当該指定事業者に対してその旨を通知する。

（指定取消し等のできる期間）

第13条 条例第9条の規定により報告を求め、又は実地に調査をすることができる期間及び条例第10条の規定により指定を取り消し、奨励金を返還させることができる期間は、工場等の操業を開始した日から10年以内の間とする。

（平18規則191・平21規則7・一部改正）

（その他）

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の指宿市工場設置奨励条例施行規則（昭和59年指宿市規則第16号）又は山川町工場等立地促進に関する条例施行規則（平成2年山川町規則第175号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年6月29日規則第191号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月26日規則第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月28日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の指宿市工場等設置奨励条例施行規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成27年6月30日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の指宿市工場等設置奨励条例施行規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月28日規則第10号の4）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

指宿市長 様

所在地
会社名
代表者



奨励措置適用工場等指定申請書

下記工場等に係る事業所の新設・移転・改築・増設について指宿市工場等設置奨励条例第7条第1項の規定による奨励措置の適用を受ける工場等として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 奨励措置適用指定申請工場等
所在地
工場等に係る事業所名
代表者又は管理者氏名
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 定款及び法人の登記事項証明書
 - (3) 最近2期分の事業報告書

第2号様式(第6条関係)

事業計画書

所在地
会社名
代表者



- 1 会社の沿革と現況(役員一覧表添付)
- 2 支店、出張所一覧表(名称、所在地、代表者)
- 3 工場又は情報通信技術利用事業に係る事業所一覧表
工場等に係る事業所名、所在地、代表者、建設投下固定資産額(うち有形償却資産額、工場等に係る事業所用地の面積及び取得価格)、生産品目、生産量、生産額、従業員数
- 4 資本金、株式総数、発行済株式数、額面
- 5 主要株主名簿(氏名、住所、所有株式数、対発行済株比)
- 6 指定を受けようとする工場等に係る事業所の建設計画
 - (1) 建物(名称、構造、棟数、建坪、延坪)
 - (2) 附属設備(名称、構造、仕様、数量)
 - (3) 機械設備(設備名、機械名、台数、仕様、能力)
 - (4) 配置見取図
 - (5) 電力、用水、輸送計画
 - (6) 投下固定資産の種類別単価及び総額一覧表
設備別投下額(うち、土地代、建物代、構築物代、機械代)及び合計額
 - (7) 土地売買契約書の写し(要原本証明)
 - (8) 従業員名簿(職種別、男女別)
 - (9) 建設資金(調達先の名称、金額、設備運転資金の別)
 - (10) 工事期間(用地取得年月日及び取得先、建設工事開始年月日、完工年月日、試運転期間、操業年月日)

第3号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

所在地
会社名
代表者
所在地
工場等に係る事業所名
代表者

奨励措置適用工場等指定書

年 月 日付けで申請のあった奨励措置適用工場等指定申請書について審査の結果、指宿市工場等設置奨励条例第4条の規定に適合するものと認め、同条例第7条の規定により次の条件を付して指定します。

年 月 日

指宿市長



条件

第4号様式(第8条関係)

年 月 日

指宿市長 様

所在地
会社名
代表者



指 定 工 場 等 操 業 開 始 届

年 月 日付け 第 号により指定を受けた工場等に係る事業所
は、次のとおり操業を開始したのでお届けします。

- (1) 操業開始年月日
- (2) 操業開始日における固定資産の内容
- (3) 操業開始日における従業員数

第5号様式(第9条関係)

年 月 日

指宿市長 様

所在地
会社名
代表者



奨励金交付申請書

年 月 日付け 第 号による指定工場等に係る 年度奨励金を
交付して下さるよう関係書類を添えて申請します。

指定工場等名

- | | |
|------------|---|
| 1 工場等設置奨励金 | 円 |
| 2 用地取得奨励金 | 円 |

(添付書類)

- 1 奨励措置適用工場等指定書の写し
- 2 事業報告書
- 3 事業収支決算書
- 4 奨励金の算出方法書
- 5 指定工場等の従業員名簿(職種別, 男女別)

第6号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

所在地
会社名
代表者
所在地
工場等に係る事業所名
代表者

奨励金交付指令書

年 月 日付けで申請のあった指定工場等に係る奨励金については、指宿市工場等設置奨励条例第3条第1項の規定により、次のとおり交付します。

年 月 日

指宿市長



1 工場等設置奨励金

| 年 度 | 交付の時期 | 奨励金交付額 | 備 考 |
|-----|-------|--------|-----|
| 年 度 | 年 月以降 | 円 | |
| | 年 月以降 | | |
| | 年 月以降 | | |
| | 年 月以降 | | |
| 合 計 | | | |

2 用地取得奨励金

| 年 度 | 交付の時期 | 奨励金交付額 | 備 考 |
|-----|-------|--------|-----|
| 初年度 | | 円 | |
| 2年度 | | | |
| 合 計 | | | |

第 1 号様式（第 6 条関係）

（平18規則191・平21規則 7・平22規則19・平27規則18・一部改正）

第 2 号様式（第 6 条関係）

（平18規則191・平22規則19・平27規則18・一部改正）

第 3 号様式（第 7 条関係）

（平18規則191・平21規則 7・平22規則19・平27規則18・一部改正）

第 4 号様式（第 8 条関係）

（平18規則191・平22規則19・平27規則18・一部改正）

第 5 号様式（第 9 条関係）

（平18規則191・平27規則18・一部改正）

第 6 号様式（第 9 条関係）

（平18規則191・平21規則 7・平22規則19・平27規則18・一部改正）